

相楽東部広域連合立学校において使用する教材の取扱いに関する規則

平成21年4月1日

教委規則第10号

(趣旨)

第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第33条の規定に基づき、相楽東部広域連合立小学校及び中学校（以下「学校」という。）において使用する教材（教科書の発行に関する臨時措置法（昭和23年法律第132号）第2条第1項に規定する教科書及び学校教育法（昭和22年法律第26号）第107条に規定する教科用図書（以下「教科用図書」という。）以外の図書その他の教材をいう。以下同じ。）の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(教材の使用)

第2条 学校においては、有益適切と認める教材を使用し、教育内容の充実に努めるものとする。

(教材の選定)

第3条 前条の教材の選定に当たっては、その教育上の効果及び保護者の経済的負担について特に考慮しなければならない。

(教材の承認)

第4条 準教科書（教科書の発行されていない教科及び道德の主たる教材として使用する図書をいう。以下同じ。）を使用するときは、校長は、準教科書使用承認申請書（様式第1号）により相楽東部広域連合教育委員会（以下「教育委員会」という。）の承認を受けなければならない。

(教材の届出)

第5条 学年又は学級の全員の教材として計画的、継続的に次の各号に掲げるものを使用するときは、校長は、教材使用届（様式第2号）を教育委員会に届け出なければならない。

(1) 教科用図書又は準教科書と併せて使用する副読本の類

(2) 学習の過程及び休業中に使用する各種の学習帳及び練習帳の類

(雑則)

第6条 この規則の施行に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成21年規則第30号）

この規則は、公布の日から施行する。

様式第 1 号（第 4 条関係）

第 号
年 月 日

相楽東部広域連合教育委員会
教育長 様

相楽東部広域連合立 学校
校長 印

年度 準教科書使用承認申請書

標記について、相楽東部広域連合立学校において使用する教材の取扱いに関する規則第 4 条の規定により、下記の準教科書使用の承認を申請します。

記

教科・道徳	準教科書名	編著者名	発行所名	発行又は改訂年月日	ページ数	価格（円）	学年	使用期間	全使用数量	備考

※2部提出

申請のとおり承認します。

年 月 日

相楽東部広域連合教育委員会
教育長

印

第 号
年 月 日

様

印

標記について、相楽東部広域連合立学校において使用する教材の取扱いに関する規則第5条の規定により、下記のとおり届け出ます。

[illegible]